

XII. その他の施設

1. 普通財産

ア. 施設概要

かつては行政財産としてそれぞれ設置目的をもって建設したものの、その後所期の目的を達成したことから用途を廃止し、普通財産として市が直営で使用しているもの、民間等へ貸し付けているもの、または未利用となっているものなど、24 施設を管理しています。

イ. 現状と課題

地域	施設名	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	構造	延床 面積 (㎡)	備考
八幡	①旧美山診療所	1966	53	17	W 造 1 階	147.59	無償貸与
	②旧小那比小学校	1958	61	22	W 造 2 階	1,374.00	未利用
	③旧小那比中学校	1950	69	22	W 造 2 階	1,024.00	有償貸与
	④常盤町ふれあい会館	1968	33	38	S 造 2 階	502.23	直営使用 (一部有償貸与)
	⑤旧郡上八幡老人憩いの家	1982	37	38	S 造 1 階	203.10	無償貸与
	⑥旧西和良保育園	1971	48	24	W 造 1 階	147.00	無償貸与
	⑦旧西和良小学校	1996	23	47	W 造・RC 造 2 階	1,385.64	無償貸与
	⑧学校記念館	1925	40	17	W 造 1 階	155.66	直営使用
大和	⑨旧大和町牧町営住宅	1997	22	22	W 造 1 階	75.78	直営使用
	⑩郡上特別支援学校	1979	40	34	S 造 2 階	1,365.00	無償貸与
	⑪旧大和ふれあいの家	1961	58	24	W 造 2 階	1,017.75	有償貸与
白鳥	⑫旧白鳥ことばの教室	1991	28	24	W 造 1 階	607.23	無償貸与
	⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所	1993	26	24	W 造 1 階	203.58	無償貸与
	⑭旧白鳥前田医師住宅	1981	38	47	RC 造 2 階	428.18	直営使用
	⑮旧白鳥公民館	1968	51	38	RC 造 3 階	946.70	有償貸与
	⑯旧スズケン記念館	1981	38	38	RC 造 1 階	659.75	直営使用
高鷲	⑰高鷲畜産基地	1987	32	31	S 造 2 階	2,597.56	有償貸与
明宝	⑱旧小川保育園	1967	52	17	W 造 1 階	128.94	無償貸与
	⑲旧明宝木工センター	1989	30	17	W 造 1 階	572.00	有償貸与
	⑳旧明宝中央公民館	1972	47	50	RC 造 2 階	657.00	本館未利用 講堂無償貸与
和良	㉑旧和良第 2 下請等共同作業所	1965	54	31	S 造 1 階	355.00	未利用
	㉒旧和良第 1 共同作業所	1984	35	31	S 造 1 階	582.00	直営使用
	㉓旧和良保育園遊技場	1967	52	22	W 造 2 階	265.00	直営使用
	㉔旧和良庁舎	1962	57	38	RC 造 4 階	1,293.11	地下 1 階はエコプラ ザ(行政財産)として 使用中

倉庫や車庫（駐車場、駐輪場）、バスの待合所など、小規模な施設を除き市が普通財産として管理する 24 施設は、学校の統廃合や、代替施設の建設により当初の設置目的を果たしたものであり、多くが旧耐震基準の建物で、建築から 30 年以上を超え老朽化が進んでいます。

管理運営を含めた施設の使用及び利用状況は、24 施設のうち法人や民間団体へ貸与（一部貸与含む）しているものが 15 施設、市の事業等（倉庫含む）で使用しているものが 8 施設、未利用のものが 3 施設となっています。（市が直接使用する施設の一部を貸与しているものも含むため、施設数の合計は異なります。）

また、貸与している施設のうち、有償のものが 6 施設、無償のものが 9 施設となっています。

① 旧美山診療所



木造平屋建て、延床面積 148 ㎡。昭和 41 年に旧耐震基準で診療所として建設した建物で、建築から 53 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。

現在は、西和良まちづくり協議会に無償で貸与（契約期間：平成 28 年 12 月から令和 8 年 12 月まで）し、事務所、市民相談室等として、地域活性化のために活用されています。なお、市は火災保険料として年間 9 千円を支出し、無償貸与のため収入はありません。

② 旧小那比小学校



木造 2 階建て、延床面積 1,374 ㎡。昭和 33 年に旧耐震基準で小学校として建設し、平成 15 年 3 月の学校統合により普通財産となった建物で、建築から 61 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。

施設は、旧校舎や体育館等で構成し、現在は利用されていないため収入はなく、市は火災保険料として年間 73 千円を支出しています。

③ 旧小那比中学校



木造 2 階建て、延床面積 1,024 ㎡。昭和 25 年に旧耐震基準で中学校として建設し平成 10 年 3 月の学校統合により普通財産となった建物で、建築から 69 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。

施設は、旧校舎や体育館等で構成し、現在は、市外の社会福祉法人に有償で貸与（契約は自動更新）するとともに、地域住民と都市住民の交流活動の拠点として活用されています。なお、市は火災保険料として年間 32 千円を支出し、賃貸料で約 200 千円の収入があります。

④ 常盤町ふれあい会館



鉄骨造 2 階建て、延床面積 502 ㎡。昭和 43 年に中部電力㈱が旧耐震基準で建設した建物を、昭和 61 年に旧八幡町が譲り受けたもので、建築から 51 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。

施設は、倉庫や広間（洋室・和室）等で構成し、市有備品の倉庫や徹夜おどりの無料更衣室としての使用、縁日おどりの自治会利用のほか、地区会等公共的団体の臨時的・短期的な使用に限り使用を許可しています。また、広間（洋室）の一部についてはシルバー人材センターに年間 14 千円で貸与しています（市が支出する管理運営費は年間約 67 千円）。

⑤ 旧郡上八幡老人憩いの家



鉄骨造 2 階建て、延床面積 203 ㎡。昭和 57 年に新耐震基準で老人憩いの家として建設した建物で、建築から 37 年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、会議室や倉庫等で構成し、現在は、相生連合自治会に無償で貸与し、青少年育成事業の拠点として、また、公民館活動で活用されています。なお、市は火災保険料として年間 1 千円を支出し、無償貸与のため収入はありません。

⑥ 旧西和良保育園



木造平屋建て、延床面積 147 ㎡。昭和 46 年に旧耐震基準で保育園として建設した建物で、建築から 48 年経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、保育室や遊戯室などで構成し、現在は西和良まちづくり協議会に無償で貸与し、備品を保管する倉庫として活用されています。なお、市は火災保険料として年間 9 千円を支出し、無償貸与のため収入はありません。

⑦ 旧西和良小学校



木造・鉄筋コンクリートの複合構造 2 階建て、延床面積 1,386 ㎡。平成 8 年に小学校として建設し、平成 31 年 3 月の学校統合により普通財産となった建物で、建築から 23 年が経過しています。

施設は、普通教室（2 室）、特別教室（7 室）等で構成し、現在は、旧校舎の一部を西和良まちづくり協議会に無償で貸与し、地域活性化を図るための地域の拠点施設として活用されています。なお、市は火災保険料として年間 200 千円を支出し、無償貸与のため収入はありません。

⑧ 学校記念館



木造平屋建て、延床面積 156 ㎡。大正 14 年に建設された旧八幡実科高等女学校校舎の作法室を、昭和 54 年に移築した建物で、建築から 94 年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、大広間と台所で構成し、現在は、八幡地域の民俗資料の保管場所として活用しています。なお、市は火災保険料として年間 7 千円を支出し、使用料等の収入はありません。

⑨ 旧大和町牧町営住宅



木造平屋建て、延床面積 76 ㎡。平成 9 年に新耐震基準で、古今和歌集の解釈を代々相承する家系の住宅として建設した建物で、建築から 22 年が経過しています。

施設は、3LDK の住宅で、現在は市の学術アドバイザーや、薪能出演者等が必要に応じて宿舎として利用しています。

管理運営は直営で、管理運営費（年間 80 千円）を市と郡上大和総合開発（市が出資する第三セクター）で負担しており、家賃や使用料等の収入はありません。

⑩ 郡上特別支援学校



鉄骨造 2 階建て、延床面積 1,365 ㎡。昭和 54 年に旧耐震基準で大和町立東小学校として建設した建物で、平成 13 年の学校統合による廃止後は、県が耐震補強工事を実施（平成 16 年）し、平成 17 年から岐阜県立郡上特別支援学校（小学部・中学部）として利用していますが、建築から 40 年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、校舎及び体育館で構成し、特別支援学校を設置及び管理運営する岐阜県に無償で貸与しており、令和元年 12 月現在で児童数 17 名、教職員等 30 名が使用しています。

なお、県の管理運営であるため、市として管理運営費の支出はありません。

⑪ 旧大和ふれあいの家



木造2階建て、延床面積1,018㎡。昭和36年に旧耐震基準で大和村立北小学校東弥分校として建設した建物で、平成元年の学校統合による廃止を経て、平成4年に集団宿泊施設として転用し、平成22年まで使用しました。以降は普通財産として管理しており、建築から58年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、事務室、宿泊室、研修室、食堂、保健室等で構成し、現在は、事務室、食堂及び保健室をNPO法人に有償で貸与し、法人の事務所及び倉庫として活用されています。なお、市が支出する管理運営費は年間約318千円、賃貸料で169千円の収入があります。

⑫ 旧白鳥ことばの教室



木造平屋建て、延床面積607㎡。平成3年に新耐震基準でことばの教室（言語通級指導教室）として建設し、北部子ども発達支援センターたんぽぽの設置に伴い平成25年に廃止し普通財産となった建物で、建設から28年が経過しています。

施設は、事業所及び倉庫で構成し、現在は、市内の社会福祉法人ぶなの木福祉会へ無償で貸与し、生活介護のための障害福祉サービス事業所として、約36人が食事やリハビリ等で利用しています。なお、市としての支出及び収入はありません。

⑬ 旧白鳥町心身障害者小規模授産所



木造平屋建て、延床面積204㎡。平成5年に新耐震基準で心身障害者小規模授産所として建設し、運営団体の法人化に伴い廃止・無償貸与することとした建物で、建設から26年が経過しています。

施設は、事務所、作業所等で構成し、現在も同法人（社会福祉法人ぶなの木福祉会）に無償で貸与し、隣接する旧白鳥ことばの教室を含め障がい者の生活介護の作業所として、利用者が古紙やアルミ缶のリサイクル活動や廃油を活用した石鹸づくり等で利用しています。なお、市としての支出及び収入はありません。

⑭ 旧白鳥前田医師住宅



鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積428㎡。昭和56年に旧耐震基準で国保白鳥病院の医師宿舎として建設した建物で、平成31年に屋根の防水改修を行いました。建築から38年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、間取りが3DK（2戸）、4DK（2戸）、合計管理戸数4戸で、現在は郡上警察署の宿舎として利用されており、令和2年1月現在で入居戸数2戸（入居率50%）、人件費を含む管理運営費は年間約1,260千円、家賃として864千円の収入があります。（収支はH28実績）

⑮ 旧白鳥公民館



鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積947㎡。昭和43年に旧耐震基準で公民館として建設し、白鳥ふれあい創造館の建設に伴い廃止し普通財産とした建物で、建築から51年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、会議室、調理室などで構成し、現在は1階を倉庫として市が使用、2・3階を郡上市商工会に有償で貸与（契約期間：平成27年4月から令和7年3月まで）し、商工会海外研修生受入事業による研修生の宿舎として利用されています。なお、市が支出する管理運営費は年間47千円、賃貸料で163千円の収入があります。

⑯ 旧スズケン記念館



鉄筋コンクリート造 1 階建て、延床面積 660 m²。昭和 56 年に旧耐震基準で㈱スズケンが自社の社員研修所として建設し、平成 15 年に市へ有償譲渡した建物で、建築から 38 年が経過し老朽化が顕著です。

施設は、研修室、洋室等で構成し、現在は市の庁舎備品等の倉庫として使用していますが、電気や水道は廃止しており管理運営費等の支出及び収入はありません。

⑰ 高鷲畜産基地



鉄骨造（1 階建て 3 棟、2 階建て 2 棟）、延床面積合計 2,598 m²。昭和 62 年～63 年にかけて新耐震基準で高鷲牧場として建設し、平成 18 年に市の放牧事業の休止（水沢上牧場への集約）により普通財産とした建物で、建築から 31 年～32 年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、肥育牛舎、繁殖牛舎、堆肥舎、管理棟、格納庫で構成し、平成 21 年から個人に建物、土地を含めて有償で貸与（契約期間：平成 21 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）し、肉用牛の生産を目的として放牧事業に利用されています。なお、市は火災保険料として年間 15 千円を支出し、建物及び土地の賃貸料で 297 千円の収入があります。また、高鷲畜産基地については、普通財産化時の国庫補助金の適化法に関する協議を経て、令和 6 年以降に譲渡する方針が決定しています。

⑱ 旧小川保育園



木造平屋建て、延床面積 129 m²。昭和 42 年に旧耐震基準で保育園として建設し、平成 23 年に小川小学校校舎内への機能移転に伴って普通財産とした建物で、建築から 52 年が経過し老朽化が顕著です。

施設は、保育室、遊戯室等で構成し、現在は小川自治会が倉庫として通年利用しています。なお、市は火災保険料として年間 7 千円を支出し、使用料等の収入はありません。

⑲ 旧明宝木工センター



木造平屋建て、延床面積 572 m²。平成元年に新耐震基準で木材加工や間伐材の有効活用等を行う産業振興施設として建設し、平成 25 年に普通財産とした建物で、建築から 31 年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、製造室、倉庫等で構成し、現在は㈱郡上割り箸に有償で貸与（契約期間：毎年度自動更新）し、郡上産材を活用した割り箸や、木育のための木の玩具の製造を行う施設として活用し、市は火災保険料として年間 21 千円を支出し、賃貸料で 684 千円の収入があります。

⑳ 旧明宝中央公民館



本館は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 460 m²。講堂は、鉄骨造 1 階建て、延床面積 197 m²。いずれも昭和 47 年に旧耐震基準で公民館として建設し、平成 21 年に普通財産とした建物で、建築から 47 年が経過し老朽化が顕著です。

施設は、集会室、調理室、講堂等で構成し、現在、本館は未利用ですが、講堂を明宝特産物加工㈱及び（一社）明宝ツーリズムネットワークセンターに貸与し、各法人の資材倉庫として利用しています。なお、市は火災保険料等として年間 17 千円を支出し、無償貸与のため収入はありません。

②① 旧和良第2下請等共同作業所



鉄骨造1階建て、延床面積355㎡。昭和40年に旧耐震基準で稚蚕飼育所として建設し、昭和63年に普通財産とした建物で、建築から54年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、管理室、作業所等で構成し、普通財産化以降は法人の作業所として貸し付けていましたが、現在は利用されていないため収入はなく、市は火災保険料として年間6千円を支出しています。

②② 旧和良第1共同作業所



鉄骨造1階建て、延床面積582㎡。昭和59年に新耐震基準で縫製工場として建設し、平成17年に普通財産とした建物で、建築から35年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、事務所、作業所等で構成し、普通財産化以降は法人の作業所として貸し付けていましたが、現在は利用されていないため収入はなく、市は火災保険料として年間4千円を支出しています。

②③ 旧和良保育園遊技場



木造2階建て、延床面積265㎡。昭和42年に旧耐震基準で保育園の遊戯室として建設し、平成10年に和良保育園の移設新築に伴って普通財産とした建物で、建築から52年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、現在は隣接する和良小学校が物置として利用しており、市の支出及び収入はありません。

②④ 旧和良庁舎



鉄筋コンクリート造4階（地上3階、地下1階）建て、延床面積1,293㎡。昭和37年に旧耐震基準で和良村役場（市役所和良庁舎）として建設し、平成27年に市役所和良庁舎の移転・新築に伴って普通財産とした建物で、建築から57年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、事務所や会議室、食堂等で構成し、現在はケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器室や庁用備品等の物置として使用し、また、地下車庫をエコプラザとして第1・3日曜日の午前中に使用しています。

管理運営費は、エコプラザ分を除き、市は火災保険料として年間12千円を支出し、使用料等の収入はありません。

普通財産は、基本的には所期の行政目的を達成し、市としては今後その目的で使用する必要がないものとみなした施設です。建物は、築年数が経過したもの、旧耐震基準で建築されたものなど、安全性の面で危惧される施設が多くなっています。利用状況は、民間へ有償で貸付している施設が6施設、無償で貸付している施設が9施設、市が倉庫等で使用している施設が8施設、未利用のものが3施設となっています。

普通財産の管理運営に要する費用については、市が直接使用する施設以外は、基本的に市は建物の火災保険料のみを負担しており、光熱水費等の実費は貸与先の団体や法人等が負担しています。このため、普通財産には大きな維持管理費を要していませんが、市の責務として、安全性の面から耐震上課題がある施設や老朽化が顕著な施設を、今後も引き続き貸し付けることが適切か検討する必要があります。今後、老朽化は更に進むため、安全上課題がある施設を市が保有し続けることは管理責任を問われることから、耐震基準を満たさず老朽化が顕著な施設については、廃止する方向で検討が必要です。なお、施設の状況を説明した上で現在の利用者が譲り受ける意向がある場合は、一定の条

件を付して、譲渡について協議することも必要です。耐震基準を満たし、当分の間使用が可能な施設は、公共性や公益性の観点、また公平性の観点から、適正な賃貸料金の設定が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の観点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

普通財産は、所期の行政目的を達成していることから、今後、建替（改築を含む）、改修（耐震改修、大規模改修を含む）、修繕は実施しないことを原則とします。その上で、耐震上課題が認められる施設や老朽化が著しいなど、安全性が確保できない施設については廃止（除却）します。施設の状態を十分説明した上で、現在の使用者に譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。新耐震基準で建設した施設については、当分の間使用が可能なことから底地も含め、公共性や公益性を踏まえた適正価格での貸付又は譲渡について協議します。

なお、市が倉庫等で使用している施設については、施設内の物品等を整理し適切な場所に移転管理した上で、廃止します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 旧美山診療所

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 53 年が経過し老朽化が顕著なことから、廃止について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **廃止**

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

② 旧小那比小学校

- 施** ・施設は耐震基準を満たしておらず、建築から 61 年が経過し老朽化が顕著なこと、未利用であることから、廃止の方向で整理が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **廃止**

- 未利用であり、耐震基準を満たさない老朽化が顕著な施設であることから、安全性を考慮し廃止（除却）します。

③ 旧小那比中学校

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 69 年が経過し老朽化が顕著なことから、廃止について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **廃止**

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

④ 常盤町ふれあい会館

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 51 年が経過し老朽化が顕著なことから、庁用備品を整理移転し施設は廃止について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、庁用備品を整理移転し廃止します。

⑤ 旧郡上八幡老人憩いの家

- 施** ・耐震基準を満たしています。建築から 37 年が経過し老朽化が進んでいるものの、当分の間使用が可能なことから現在の使用者と譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **譲渡**

- 耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

⑥ 旧西和良保育園

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 48 年が経過し老朽化が顕著なことから、廃止について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

⑦ 旧西和良小学校

- 施** ・耐震基準を満たし、建築から 23 年が経過しており、当分の間使用が可能なことから、有効活用について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **継続**

- 耐震基準を満たし、当分使用が可能なことから、地元の意向を尊重しつつ有効活用について検討します。

⑧ 学校記念館

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 90 年以上が経過し著しく老朽化が進んでいることから、安全性を考慮し廃止・除却について検討が必要です。保存している民俗資料は、整理の上他の資料館等の施設へ移転し、適切に保存・活用を検討する必要があります。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 耐震基準を満たしておらず、著しく老朽化していることから、収蔵する地域の民俗資料については、他の施設との一体的な展示方法について検討するとともに、施設は廃止（除却）します。

⑨ 旧大和牧町営住宅

- 施** ・耐震基準を満たし、建築から 22 年が経過し他施設であり、住宅として譲渡の検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **譲渡**

- 耐震基準を満たし、建築から 22 年経過した施設で当分の間使用が可能なことから、住宅としての譲渡を検討します。

⑩ 郡上特別支援学校

施管

- ・耐震基準を満たしています。建築から 40 年が経過し老朽化が進んでいるものの、県が特別支援学校として使用していることから、学校が開設されている間は現行どおり県に無償で貸与し継続する必要があります。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **継続**

- 岐阜県が設置する特別支援学校（小学部・中学部）の校舎として貸与している施設であり、県が使用している間は継続します。県が閉校する場合は、建築から 40 年経過し老朽化が進んでいることから廃止（除却）します。

⑪ 旧大和ふれあいの家

施

- ・耐震基準を満たしておらず、建築から 58 年が経過し著しく老朽化が進んでいることから、安全性を考慮し、廃止について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **廃止**

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。

⑫ 旧白鳥ことばの教室

⑬ 旧白鳥町心身障害者小規模授産所

施

- ・耐震基準を満たし、建築から 26 年～28 年が経過した施設であり、譲渡について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **譲渡**

- 耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

⑭ 旧白鳥前田医師住宅

施

- ・耐震基準を満たしていないものの、平成 31 年に屋根の修繕を行ったことから、当分の間使用する方向で調整が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: — 施設: **譲渡**

- 耐震基準を満たしていないものの、屋根の修繕を行ったことから、施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

⑮ 旧白鳥公民館

施

- ・耐震基準を満たしておらず、建築から 51 年が経過し著しく老朽化が進んでおり、安全性を考慮し、廃止について現在の使用者と協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 廃止

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。

⑩ 旧スズケン記念館

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 38 年が経過し老朽化が進んでいることから、庁用備品を整理移転し、施設は廃止について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 廃止

- 耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、庁用備品を整理移転し廃止します。

⑪ 高鷲畜産基地

- 機施** ・耐震基準を満たし、建築から 31 年～32 年経過している施設であり、現在の使用者と譲渡に向け協議が必要です。

- 管** ・現在の管理運営手法を継続することが必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 譲渡

- 既定の方針に基づき、譲渡に向けた協議・調整を進め、令和 6 年の譲渡を目指します。

⑫ 旧小川保育園

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 55 年が経過し老朽化が顕著なことから、現在の使用者と廃止について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 廃止

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。施設の状況を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

⑬ 旧明宝木エセンター

- 施** ・耐震基準を満たし、建築から 31 年が経過した施設であり、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 譲渡

- 耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

⑭ 旧明宝中央公民館

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 47 年が経過し老朽化が顕著なことから、現在の使用者と廃止について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: 廃止

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。施設の状況を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

⑳ 旧和良第 2 下請等共同作業所

- 機** **施** ・施設は耐震基準を満たしておらず、建築から 54 年が経過し老朽化が顕著であること、未利用であることから、廃止の方向で整理が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 未利用であり、耐震基準を満たさない老朽化が顕著な施設であることから、安全性を考慮し廃止（除却）します。

㉑ 旧和良第 1 共同作業所

- 施** ・施設は耐震基準を満たし、建築から 35 年が経過し老朽化が進んでいるものの、当分の間利用が可能なことから、他の活用について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **継続**

- 耐震基準を満たし、当分の間使用が可能なことから、有効活用を検討します。

㉒ 旧和良保育園遊技場

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 52 年が経過し老朽化が顕著なことから、学校備品を整理移転し、廃止について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、学校備品を整理移転し廃止します。

㉓ 旧和良庁舎

- 機** ・現在設置されているケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器室の機能、地下車庫において隔週日曜日に実施されているエコプラザの機能は継続が必要です。

- 施** ・耐震基準を満たしておらず、建築から 57 年が経過し老朽化が顕著なこと、ケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器の移転先が確保されていることから、庁内備品を整理移転し廃止について検討が必要です。エコプラザについては、旧和良第 1 共同作業所の有効活用を検討する中で、移転について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: - 施設: **廃止**

- 耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なこと、ケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器の移転先が確保されていること、エコプラザのスペースについては旧和良第 1 共同作業所の施設の有効活用の中で検討することから、当施設については廃止（除却）します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み〈主なもの〉

- ・普通財産施設の耐震化や老朽化の状況を踏まえた処分の基準を策定し、各施設について整理・活用を図ります。
- ・普通財産として活用する場合は、公共性・公益性、公平性の観点から、貸付や譲渡にかかる価格を検証するとともに、適正な価格を検討・適用します。
- ・施設の安全性を考慮し、廃止とした施設について早期に除却を進めます。廃止とした施設でも、現在の使用者が施設の状況を十分理解した上で譲り受けの意向がある場合は、譲渡について一定の条件を付して協議を進めます。

設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	処分基準の策定 普通財産の貸付、譲渡等にかかる 適正価格の検証検討・適用	→→→→ 処分基準の策定 価格の検証及び適正価格の検討			→→→→→→→→ 策定及び検討結果に基づく対応		
	⑦旧西和良小学校	→→→→ 有効活用に関する検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑩郡上特別支援学校	→→→→→→→→→→ 必要な修繕を行いながら当面継続					
	⑫旧和良第 1 共同作業所	→→→→ エコプラザ機能受入れ検討・諸条件の 整備			→→→→→→→→ エコプラザへの転用・事業実施		
	⑨旧大和牧町営住宅	→→ 施設使用停止・代替施設（民間）での対 応			→→→→→→→→ 施設の譲渡		
⑰高鷲畜産基地	→→→→→→ 施設の譲渡に向けた協議・調整					譲渡	
⑳旧和良庁舎		→→ CATV・行政ネットワーク 機器室機能の移転			→→→→→→→→ エコプラザ機能の移転・除却の実施		
		→→→→ エコプラザ機能移転の検討					
①旧美山診療所 ③旧小那比中学校 ⑤旧郡上八幡老人憩いの家 ⑥旧西和良保育園 ⑪旧大和ふれあいの家 ⑫旧白鳥ことばの教室 ⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所 ⑭旧白鳥前田医師住宅 ⑮旧白鳥公民館 ⑯旧小川保育園 ⑰旧明宝木エセンター ⑱旧明宝中央公民館		→→→→ 使用者と譲渡・廃止の協議			→→→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
④常盤町ふれあい会館 ⑧学校記念館 ⑬旧スズケン記念館 ⑭旧和良保育園遊技場		→→→→ 備品、収蔵品等の整理			→→→→→→→→→→ 施設の除却		
②旧小那比小学校 ㉑旧和良第 2 下請等共同作業所		→→→→→→→→→→ 除却時期の検討及び除却の実施					

オ. 概算事業費

※普通財産は、所期の目的を達成し、行政財産として廃止したものであるため、大規模改修及び建替えに要する更新費用は発生しないことから、概算事業費は計上しません。施設によっては維持管理経費や、貸付け等による収入が発生していますが、これらは個々の施設の現状をご覧ください。